

アメリカ合衆国における人種偏見と別学制度

—Briggs 対 Elliott 事件の裁判から—

白 石 裕

The Racial Prejudices and the Segregation in Public Schools in the United States

—From the Federal Court Decision of Briggs et al. v. Elliott et al.

SIRAISH Yutaka

はじめに

1951年6月23日、サウスカロライナ州チャールストンのアメリカ合衆国地方裁判所（東部地区チャールストン支所）は、Briggs 対 Elliott 事件の判決（Briggs et al. v. Elliott et al., 98 F. Supp. 529）を下した。原告は、サウスカロライナ州クラレンドン・カウンティ第22区の黒人の子どものための公立学校施設が白人の子どものための学校施設に比べて著しく劣っており、それは合衆国憲法（以下、連邦憲法という）改正14条の法の平等保護規定に違反するものであり、またサウスカロライナ州の憲法ならびに関連法規に定めている人種別学制度そのものが同改正14条に違反していると訴えたのであったが、原告敗訴の判決であった。

この裁判は、裁判に至る過程、その後の展開および訴訟内容において3年後の1954年の Brown 事件の判決へとつながる裁判であった。すなわち、この裁判は同合衆国地方裁判所（以下、連邦地裁という）での第1審、第2審で敗訴した原告が連邦最高裁に上訴し他の4つの共通性をもった事件と一括審理され、Brown 判決になっていくのである。

Brown 判決につながるこの Briggs 事件の裁判において原告側は人種別学の背景にある人種偏見の問題を重要な争点の1つとして訴え、証人として K. Clark など社会心理学者が法廷に立ち、その問題について証言した。この連邦地裁での第1審は裁判官の2対1の評決による原告敗訴であり、多数意見では人種偏見の問題についてはほとんど触れられていないが、反対意見では人種偏見が別学の根底にあると指摘された。本事件は原告側の弁護士が下級の公立学校における人種別学の問題を人種偏見の観点から本格的に取り上げたアメリカ合衆国において最初の裁判であるといえるだろう。

本稿はこのような歴史的意義を持つ Briggs 事件の第1審の裁判を中心に人種別学における人種偏見の問題について考察する。この事件の裁判が争われた1950年代初は人種偏見や人種別学が社会的に大きな問題となった時期であった。この時代に比べれば今日のアメリカ合衆国の人種偏見問題も大いに改善されている。特に制度面での改善が著しい。しかしながら、このような問題がただちに解決され、人種偏見が全く消失したかといえば、その答えは否定的なものとなろう。後に述べるように、偏見という人間の非合理的心的機制は人びとの日常生活において有効な社会学として機能しているがゆえに容易に衰退するようなものではないと考えられる。まして人種という要素は可視的なものであるだけに偏見に結びつきやすい。というのは、「注意をひく一面

を強調化し、誇張し、このようにして作りあげられた視覚的カテゴリーに、できるかぎり同化しようとするのが、われわれの通有傾向である」¹⁾からである。したがって、Briggs 事件の裁判は今日の問題でもあり、アメリカにかぎらず、世界中いたるところで見出される問題である。

以上のような問題意識に立って本稿においては、Briggs 事件の裁判について述べる前に、別学を生む人種偏見について、それがなぜ生ずるのか、どのような形で現われるのかについて一般的にはあるが、まず始めに考察しておきたい。それから事件の裁判について述べることにする。

I

1980年代も終りを告げようとしている今日、アメリカ合衆国において大きな社会問題であった人種偏見もかなり衰退したかのように見える。事実、50年代から80年代にかけての社会制度の発展、あるいは人々の意識の向上などにより人種偏見問題の大いなる改善が見られたことは確かである。しかしながら、「だれかがいったとおり、原子を粉碎することのほうが偏見を粉碎することよりたやすい」²⁾ のであって、人種偏見は、というより偏見そのものは容易に衰退したり、消失したりするようなものではない。実際、アメリカ合衆国においても「コチコチの」過激主義的態度をもった人びとの間、あるいは教育ある人びとの間には依然として根強い偏見があるし、また、統計的に表示された人種偏見の衰退も実は社会変動によって引き起こされた「社会関係の断片化と私化(あるいは個人的疎外)」の結果としての「無関心の表われ」によるところが大きい³⁾。

なぜ偏見が発生するのか、その理由については自我の防衛機構説が述べるように、人びとが不安を覚え、その自我の不安を無意識に防衛しようとするからであると考えられるが、偏見を生む土壌が内集団の価値取得による「最少努力の原理」(principle of least effort) に基づく人々の生活における心的機制にあるとすれば⁴⁾、偏見の衰退は容易なものではないことが推測されよう。いってみれば、われわれが日常生活を営む過程においてできるだけ心的エネルギーを節約したいと思う心的機制が無意識に働く限り、偏見発生の可能性が絶えずあるということである。このように偏見が人びとの心に強固に根を下ろしているとすると、社会が安定している状態では偏見は沈静化しているが、社会変動が激しくなり人びとが強い不安を覚えるとたちまち顕在化してくる。偏見が個人やある集団の中にとどまっていてそれほど表面化しない場合には社会問題化しないが、偏見が具体的な形を取って特定の人種を差別し、攻撃するとなると大きく社会問題化する。いわば、偏見が「最少努力の原理」を越えて、「社会的犠牲」⁵⁾を求めようになると、大きな社会問題となるのである。本論において問題とするのも社会的犠牲を求める人種偏見である。

Bettelheim と Janowitz によれば、人種偏見を衰退させる方法には「個人的コントロール」と「社会的コントロール」とがある。個人的コントロールとは、「人間の先有傾向と感情を規制しそれに影響を及ぼし、ひいては外面的行動を条件づけるところの内在化されたパターン」を意味し、社会的コントロールとは、「集団が社会的価値および社会的目標を追求する場合に、その集団を規制し、それに影響を及ぼすところの制度化されたパターン」を意味する⁶⁾。アメリカ合衆国において1950年代から今日に至る人種偏見の衰退には社会的コントロールの拡大に負うところが大きい。その中でも裁判所の果たしている役割は大きい。教育制度における人種偏見は長い歴史を持つ問題であって、多くの裁判においても直接的に、あるいは間接的に争われた問題であり本論で取り上げた Briggs 事件の裁判はすでに述べたようにその中でも歴史的意義を持った

裁判であった。

いうまでもなく、人種偏見問題は社会的コントロールだけでは改善されるものではなく、また理想的に言えば個人的コントロールが十分に機能すれば消失する問題であるかもしれないが、そのようなことは非常に困難であるので、実際には制度改革などを図る社会的コントロールと態度の変容を迫る個人的コントロールの組み合わせによって人種偏見の問題を改善することが必要になってくる。

ところで、小論の問題意識は人種偏見が人種別学制度を支えたという事実を指摘することにとどまるのではなく、なぜ人種偏見が別学制度を支える機制として働くのか、政策当局者側の偏見の力学を問題にすることである。換言すれば、教育政策当局者がなぜ人種偏見の現われとまで批判される人種別学制度に固執するのかを明らかにすることであるが、結論的にいえば、それはコミュニティの支配的集団である政策当局者が、自己の権利を主張し、台頭してきた黒人などマイノリティに既成の利益追求のメカニズムが脅かされるのではないかという不安感、主観的剝奪感を募らせ、その結果、偏見が支配的集団の心的防衛機構として働くからであると考えられる。そして既成秩序を守ろうとする支配的集団はその不安感、剝奪感を法律や政策を通して補償しようとするのである。

かつて、政治学の分野に精神分析の本法を取り入れた H. D. Lasswell は、政治とは「誰が何を、いつ、いかにして獲得するか」(who gets what, when, how) という問題であり、政治学は「そのような過程における相互の影響と影響力を持つ者についての学問である」と論じた⁷⁾。また Lasswell は、権力とは価値剝奪 (deprivation) であると述べた⁸⁾。そうだとすれば、政治とは利益追求の場であり、権力が行使される政治の場においては心理的葛藤が、権力を行使する者、行使される者の双方において絶え間なく発生する場である。同じように政治の利益追求性ということに触れて、H. J. Laski は、「特定の国家の性格は、概していえば、その支配下の社会でどのような経済体制がおこなわれているかによってきまる」ものであり、経済的支配力を握っている社会の支配階級は利益追求の願望を法形式を通して実現していると述べた⁹⁾。

学校教育制度も他の社会制度と同じく、このような利益追求の場とは無縁ではない。一般的に言って、個人あるいは集団の受ける教育の質は、その個人あるいは集団の社会階層への位置付けを決定するほど重要な役割を担うが、個人の資質が社会における成功の鍵を握ると考えられ、その個人の資質を形成する教育の役割が強調されているアメリカ、そして多様な民族から成り、その教育の普及と発展には多大な資源の投入を伴う教育政策の積極的な介入が不可欠であるアメリカのような国においては教育の場における利益問題が、つまり、政治的経済的利益問題が一層、顕著に現われるものと考えられる。そしてこのような利益追求の過程において偏見が顕在的に、あるいは潜在的に現われるのである。

ところで、本論で問題とする偏見の問題は、個人の問題ではなく、支配的集団あるいは政策集団という集団の偏見であるが、偏見の発生形態を見ると、それは個人におけるよりは集団において一層鋭突に現われることがわかる。それはなぜかといえば、「個人の中で、さまざまに発達してきた精神の上部構造がとりはられ、無効にされて、すべての者に共通の無意識的基盤が露呈される」¹⁰⁾からであると考えられる。なるほど、「集団を性格づけるのはリビドーの結合」であり、集団の中でリビドーが求める自己愛の願望を充たすことが「集団形成の本質」なのである¹¹⁾。

このようなナルシズム論に立てば、集団の利益追求も「ものを獲得したり、所有したりする欲求」というよりは、「自分自身や他人から認められたいナルシズムの欲求、もしくは願望の表現である」ということになるが¹²⁾、集団には個人の場合なら抑制されるであろう「あるおさえがたい力の感情」が起こり、その集団の成員が「1人のときはともかく制御しなければならなかった衝動に身をゆだねる」ことを引き起こす力がある¹³⁾。かくて、人種偏見が集団の中で、本論の問題意識でいえば、支配的政策集団の中でより激しく発生する可能性があるのである。

精神分析でいう自我の防衛機構は、抑圧、同一視、投射、合理化、反動形成、置き換え、昇華などを内容としているが、偏見を「ある集団全体、あるいはその集団の個々のメンバーに対して向けられている、対人関係のなかに見られる敵意の一形式である」¹⁴⁾という理解に立つならば、偏見が特定の人種に対して差別あるいは攻撃の形を取って具体的に現われる場合には、特に投射の機制となって現われるといえるだろう。すなわち、「精神分析的な解釈によれば、民族的な敵意とは、少数者集団の上になされた、気にくわない内的努力の投射である」¹⁵⁾。このような機制が、政策集団のような集団にも働くことはいうまでもない。

アメリカ合衆国の歴史の示すところによれば、このような「人種偏見は、ある集団に対する組織的な差別待遇 (systematic disadvantaging) となって現われており、それはある人種集団に文化的に従属させるように機能する一群のきまりと制度の中に現われている。このような隷属は、立法府の得点掲示板における勝者から敗者への折々の交代とは異なり、頻繁に行なわれているものである。私的権利および公的サービスを配分する際に生ずる有形の差別待遇のほかに、人種偏見に基づく政府の行為は、ある集団に対してさらにもう1種の害を、すなわち、その集団の尊厳を侮辱し、汚名を着せ、おとしめるという害を加える」¹⁶⁾のである。

「多くの者が、政府はその選挙人の多くの者がある人びとを嫌い、低く見ているからといった単純な理由で人を区別して取り扱ってはならないと思っている」が、同時に、「政府の行為がある人びとに対する嫌悪から行なわれることは避けられないと思っている」。しかしながら、人種偏見は、そのような嫌悪や軽視とは質の異なる感情である。というのは、恐らく「人種というものは、個人の自己同定 (self-identification) に重要な役割を果たすのであるので、人種的嫌悪の感情はその他の感情よりはるかに根の深いもの」であるからである¹⁷⁾。したがって、人種問題が関連する政府の行為に関する裁判において人種偏見がその背景にあるのかどうかは重大な争点となるであろうし、また争点とならねばならない問題である。

いうまでもなく、法的に言えば、人種偏見に基づく政府の行為すべてが問題なのではない。問題なのは、政府の行為がある人種集団の成員に対して重大な不利益をもたらし、その行為が人種偏見から行なわれたものであると推定された場合に政府の人種偏見が問題となるのである。では、重大な不利益をもたらす政府の行為とは何かといえば、「手続き上の歪曲」(process distortion) と「尊厳を損なう危害」(dignitary harm) との2つの基準に大別できる。ここで「手続き上の歪曲」基準とは、人種集団の成員は人種偏見に基づく民主的手続きの歪曲によって差別待遇されてはならないということであり、また「尊厳を損なう危害」基準とは、人種集団の成員は人種行為に基づく政府の行為によって尊厳を損なう危害を蒙ってはならないということである¹⁸⁾。Briggs 事件に関するかぎり、これら2つの基準に照らすと人種別学制度には政策当局の人種偏見が存在したといえるのである。

しかしながら、一般的にいうと、このような政府の行為の人種偏見を証明することは容易なことではない。理論的には、人種偏見は「明白な人種偏見」(overt racial prejudice)と「ひそかな人種偏見」(covert racial prejudice)とに分けることができるが¹⁹⁾、前者の場合には政府の行為を人種偏見に基づくものと容易に断定できる。ただ実際的には両者の区別が困難な問題が多く、偏見の事実を法的に確定することは容易ではない。そうなると偏見の事実、あるいは偏見のない事実を誰が証明しなければならないのか、裁判でいえば、原告側、被告側のどちらが举证責任を負うのかが問題となってくる。現在の裁判においては人種は宗教、国民的出自などと並んで「差別の疑わしき分類」(suspect classification)に該当するとされ、政府の行為が原因となって人種偏見の問題が生じた場合には政府側(多くの場合、被告)に差別の事実のない、あるいはその行為についての合理的説明をしなければならない責任を課しているが、Briggs事件の第1審の段階ではまだそのような裁判所の判断基準は確立していなかった。

II

Briggs事件の裁判は、Brown判決の前史でもあり、またその後一連のBrown裁判の1つともなっていく裁判であったが、Briggs事件の判決にはいくつかの裁判の歴史、またそれらの裁判に至る過程およびその後の展開の歴史がある。Briggs事件は、突然出てきたのではなく、それらの過程の延長として、しかもアメリカ合衆国における黒人の地位を向上させる目的を持った「全国黒人向上協会」(National Association for the Advancement of Colored People, 以下、NAACPと呼ぶ)の苦難の裁判闘争の一環として出てきた裁判である。

Briggs事件の裁判の前史ともなった教育裁判には、たとえば、Sipuel事件の裁判(Sipuel v. Oklahoma State Board of Regents, 332 U.S. 631, 1948)、Sweatt事件の裁判(Sweatt v. Painter, 210 S.W. 2d 442, 1947, 339 U.S. 629, 1950)、McLaurin事件の裁判(McLaurin v. Oklahoma State Regents for Higher Education, 339 U.S. 637, 1950)がある。Sipuel事件の裁判は1946年から1950年にかけて学校教育問題の最初の法的対決となった裁判であったが、黒人書記の21歳になる娘Ada Louis Sipuelがオクラホマ大学法学部に入学を希望したが認められなかったことから提訴した裁判である。またSweatt事件の裁判は、黒人の郵便配達夫Heman Marion Sweattがテキサス大学法学部へ入学を希望したが認められず、提訴した事件であった。さらにMcLaurin事件の裁判は、すでに教職にあるGeorge W. McLaurinがオクラホマ大学教育学部の大学院に入学を希望したが、認められなかったため提訴した裁判であった。これらの裁判はいずれもNAACPが原告を支持し、あるいは裁判そのものを仕掛けた訴訟であった。たとえば、McLaurin事件の裁判ではNAACPの指導者で後に合衆国最高裁判所の裁判官となったThurgood Marshallが中心となって大学院教育を訴訟の対象として原告を探し、McLaurinを選んだのであった²⁰⁾。

Briggs事件の裁判もNAACPが仕掛けた裁判であった。当時、原告となったBriggsたちはサウスカロライナ州クラレンドン・カウンティの第22学区の公立学校に通学していたが、人種別学制度がサウスカロライナ州憲法ならびに教育関連法規で定められていた同州の黒人と白人の学校との間には非常に大きな教育条件上の差があり、同22学区も例外ではなかった。

たとえば、後にBriggs事件の裁判で原告側の証人となることになったHoward大学教育学

教授 Matthew Whitehead は、22学区の公立学校視察の結果を次のようにニューヨーク市にある NAACP 本部に報告している。

「生徒数276名を収容している2つの白人学校の建物、校庭、施設・設備の総価格は、生徒数808名を収容している3つの黒人学校のその4倍である。白人学校の建物は煉瓦と化粧しっくいで作られているが、黒人学校の建物はすべて木造である。白人の初等学校では児童数28名に対して1名の教員がいるが、黒人学校の場合には児童数47名に対して1名の教員である。白人のハイスクールは1学校教室であり、その生徒数は24名であるが、黒人のためのハイスクールである Scott's Branch ハイスクールでは1教室あたり33名から47名の生徒がいる。2つのハイスクールで同じように提供されているコースの他に白人のハイスクールでは生物学、タイプ、簿記がカリキュラムに組み込まれているが、黒人のハイスクールでは農業、家庭科のみ教えられている。黒人の初等学校には水道の施設のない学校、電気設備のない学校もある。白人の初等学校には屋内の水洗トイレがあるが、黒人の初等学校には屋内にも屋外にも水洗トイレはなく、ただ屋外便所があるだけである」²¹⁾。

このような人種別学制度における教育条件の格差は多くの州で見られたわけであるが、特にサウスカロライナ州における格差が顕著であった。たとえば、当時の統計によると生徒一人当たり教育費支出において黒人学校に対する白人学校の割合は同じく人種別学制度を定めていたフロリダ、ジョージア、ミシシッピ、アラバマの諸州においては約5倍、ノースカロライナ、メリーランド、ヴァージニア、テキサス、オクラホマの諸州においては約2倍であったが、サウスカロライナ州は約10倍であった²²⁾。このような実情をみて Marshall など当時の NAACP の指導者たちがサウスカロライナ州を初等中学校における人種別学制度訴訟の被告に選んだであろうことは想像に難くない。また当時サウスカロライナ州には NAACP の支部が130もあり、会員数も約15,000人に達していたことも Marshall たちを決意させた要因であった²³⁾。

McLaurin 事件の連邦最高裁の判決などで黒人の教育機会の平等問題も次第に改善されつつあったが、いまだに「分離はすれど平等」原則に明確な違憲判決が出されていないことは、NAACP の指導者にとっては大きな問題であった。そこで Marshall たちが次の裁判の目標にしたのは、教育施設・設備の平等条件を求める訴訟ではなく、segregation そのものを、すなわち学校制度における人種別学制度を問題にする、つまり、人種別学制度は連邦憲法改正14条で定めている法の平等保護規定に違反するという訴訟そのものを起こそうというものであった。

このような新たな方向に NAACP の内部に不安がなかったわけではない。「NAACP の中の誰もそのような目標が望ましいと思わない者はいなかったが、そのようなストレートな方法はたして賢明なのかどうかについては意見が分かれるところであった」²⁴⁾。Marshall 自身にしても「はたして連邦最高裁が人種別学を違憲とする NAACP の挑戦を受けてくれるかどうか²⁵⁾不安であった」。しかしながら、「もし連邦最高裁がこのまま segregation の合法性そのものについて論じないとすれば、NAACP の法律家は、これからさらに半世紀以上にもわたって不平等な教育施設の裁判を1つ1つ争わなければならないことになる。その間には segregation がさらに進むであろうし、したがって訴訟も多くなるであろうし、費用もかさむことになる」²⁶⁾ という危惧もあった。このような Marshall たちの方針を検討した1950年6月の NAACP の会議—その会議には NAACP の各州会議議長、14支部の支部長、43名の法律家が出席した—におい

ては「すべてこれからの教育裁判は非別学教育を獲得することを目標として提訴すること、そしてそれ以外の救済は受け入れないこと」²⁷⁾を決定したのであった。

かくてサウスカロライナ州クラレンドン・カウンティの第22学区に住む Briggs たちが原告として選ばれ、人種別学を違憲とする訴訟が始まるのであるが、Marshall たちは州の裁判所ではなく、連邦の裁判所に提訴した。それというのも当時、州の裁判所は人種問題に消極的な判決を下すことが多かったことと、訴訟事由が連邦憲法に抵触するということを理由として連邦、州、市の法の実施の差止め命令を裁判所に求める場合には連邦裁判所制度においては通常の三段階の裁判の過程(地方裁判所—控訴裁判所—最高裁判所)ではなく、二段階の裁判(地方裁判所—連邦裁判所)として提訴できるからである。このことによって審理の過程を速めることができるのである。事実、Briggs 事件において連邦地裁で敗訴した Marshall たちは、ただちに連邦最高裁に上訴している。

この Briggs 事件の裁判を人種偏見問題の裁判として計画したのは、当時、NAACP の中で Marshall に次いで第2番目の地位にあったといわれる Robert Lee Carter であった²⁸⁾。Carter は Briggs 事件の裁判において人種別学が黒人の子どもに癒しがたい傷を与えていることを連邦裁判所判事に示すべく法廷での証人集めに奔走した。証人として社会心理学者 K. Clark や教育学者 M. Whitehead の承諾を得ていたが、2人の学者はいずれも黒人であり、しかも当時はそれほど著名ではなかったため、Carter はコロンビア大学の教育学者 W.H. Kilpatrick、同じく心理学者 O. Klineberg、ハーバード大学の心理学者 G.W. Allport など当時の一流の学者に証人になることを依頼した、彼らは NAACP の闘争を賞賛しながらも固辞したため、Carter は他の学者に依頼せざるをえなかった²⁹⁾。

Carter が特に K. Clark に証言を依頼したのは、Clark がその妻 Mamie と共同で行なっていた人形を使っての黒人の子どもの意識に関する研究が人種偏見を争点としようとする Briggs 裁判には有効であると考えられたからである。Clark たちは、フィラデルフィア、ボストン、ロチェスター、マサチューセッツ、アーカンサスの諸都市で3歳から7歳までの黒人の子どもに白い人形と黒い人形を見せ、初めは色の区別による人形を選ばせ、次に自分が好きな人形、良さそうに見える人形、悪そうに見える人形を選ばせる実験を行ない、大多数の黒人の子どもは白い人形を好み、黒い人形を拒否するという結果を得た。Clark たちはこの人形実験から黒人の子どもの自己像が惨めで深刻なものであり、それらの自己像は子どもの早い時期に獲得されるものであることを発見したのであった³⁰⁾。

Briggs 事件担当の NAACP の法律家たちは当初すべて Clark の参加に賛成したわけではない。Clark の人形実験は一部の法律家の嘲笑的であったし、また社会科学的方法が裁判官の心を動かすとは考えられなかったのである³¹⁾。Clark は Briggs 事件の裁判で証言するために裁判の行なわれるチャールストン市に行くが、裁判を前にしてクラレンドン・カウンティの黒人の子どもにも人形実験を行ない、同じような結果を得てそれを法廷で証言している。

Briggs 事件の連邦地裁の法廷で Clark は、次のように証言している。「私自身の研究ならびに他の文献を検討した結果、差別待遇、偏見および人種別学は黒人の子どものパーソナリティの発達に有害な効果をもたらすことがわかった。有害な効果とは黒人の子どもの自尊心の混乱であって、それは劣等感、葛藤、自己像についての混乱、憤慨、自己自身に対する敵対心、白人に

対する敵対心、自己の葛藤を逃避あるいは回避によって解決しようとするこの願望から来る緊張となって現われる」。続けて Clark は最近の調査から調査対象となった心理学者、人類学者および社会学者の90%の者が人種別学はその犠牲者である個人のパーソナリティに有害な効果を与えると考えていることなどを紹介し、さらに次のようなことを証言した。「子どもの心に混乱を起こすことのもう1つの問題は、道徳思想に関する問題であって、人種別学で学んでいる子どもが同一人物に一方で民主主義、同胞愛を教えてもらいながら、他方で人を分け (segregate)、差別することを教えてもらうことである」。そしてさらに Clark はクラレンドン・カウンティで11人の黒人の子どもに対して行なった人形実験についても報告した³²⁾。Clark のこのような証言は判決文そのものには直接影響を与えなかったが、反対意見を書いた Waring 判事の意見に十分反映されていると見ることが出来るし、なによりも後の一連の Brown 判決に人種別学を違憲とする中心的法理となって受け継がれていくことになった。

III

サウスカロライナ州チャールストンにおいて始められた Briggs 事件の裁判はまず同地にある連邦地裁で審理された (Briggs v. Elliott, 98 F. Supp. 529)。その後原告が、同地裁での判決にもかかわらず被告がその命令に従っておらず、また人種別学そのものが改正14条違反であることを事由として再審を起こす (Briggs v. Elliott, 103 F. Supp. 920, 1952) が敗訴したため、原告が上訴して連邦最高裁での審理 (Briggs v. Elliott, 347 U.S. 497, 1954) となり、原告勝訴となり、連邦地裁に差し戻され、結審となった (Briggs v. Elliott, 132 F. Supp. 776, 1955) のであるが、本稿では第1審の判決について述べる。

原告は、Harry Briggs などサウスカロライナ州クラレンドン・カウンティの第22学区の公立学校に通学する42名の未成年者と20名から成る彼らの親もしくは保護者である。原告の弁護人には NAACP の Thurgood Marshall, Robert L. Carter などがなっている。被告は第22学区の教育委員会の委員長 (chairman) Elliott を始め、同教育委員会委員、クラレンドン・カウンティの教育長を含む同カウンティの教育行政官 (officials of the educational system) である。

原告の訴訟事由は、1つには黒人の子どものための教育施設は白人の子どものための教育施設に比べて劣っており、それは連邦憲法改正14条の法の平等保護を拒否するものであるということであり、2つにはサウスカロライナ州の憲法11条7項および同州法典 (Code of Laws) 5377節に規定されている公立学校における黒人と白人の子どもの別学は連邦憲法改正14条の法の平等保護に違反するというものである。そして原告は裁判所に上の1についてはそれを確認する宣言的判決 (declaratory judgment) と救済を求め、2については人種別学を定めているサウスカロライナ州憲法の規定ならびに法令に禁止命令を出し、被告に白人の子どもが入学を認められている学校に黒人の子どもを入学させるように命令することを求めた。

この連邦地裁での裁判は裁判官の評決2対1でもって原告敗訴となった。判決の多数派意見を書いたのは連邦控訴裁判所の Parker 判事であった。以下に Parker 判事の論旨ならびに反対意見を書いた Waring 判事の論旨について見てみよう。

審理の開始に先立って被告の弁護人 Robert McC. Figg, Jr. は発言を求め、被告は黒人生徒のために提供される第22学区の教育施設・設備、カリキュラムおよび機会は白人生徒のためのも

のよりは著しく劣っていることを記録に基づいて認めると述べた。そして同弁護人は、それは22学区が人種を問わず教育施設の提供という面で都市学区に追いつけない農村学区 (rural school district) の1つであること、そして不平等は限りのある資源・資金を他の「緊急を要する需要」に充てざるをえなかった教育行政官の やむを得ない 措置の結果であること、しかしながら、(Byrnes)知事のリーダーシップにより、サウスカロライナ州議会は州全体にわたる子どもの教育機会と施設とを平等にし、黒人の子どもの平等な教育機会の問題に対処するために売り上げ税の3%をもって75,000,000ドルの債権を発行することに決定したこと、そしてこの教育計画が実施されれば、22学区の黒人の子どもは白人の子どもにも提供されるそれと等しい教育施設と機会が与えられるであろうと被告の見解を示した。

原告の提訴の段階ではこのような不平等の事実を否定していた被告が審理の段階になってこのような事実を認めたことはまず不平等の実態そのものを争点としようとしていた原告の弁護人であった Marshall などを驚かしたが、被告側の Figg, Jr., 弁護人の採ったこのような戦術は効を奏した。というのは、判決は被告のこの陳述を受け入れ、この訴訟を原告が求めるように不平等の実態そのものを問うのではなく、したがってなぜ不平等が生ずるのかを審理するのではなく、不平等を改善するための政策の問題として処理したからである。

判決は、連邦憲法改正14条の定める法の平等保護とは「州が公教育を行なうときは、州は人種を理由としていかなる個人をも差別待遇してはならないということであり、すべての人に対して平等な機会を与えなければならないことを意味している」という。しかしながら、判決によれば教育機会の人種的平等は別学においても達成されるし、また人種別学は差別待遇とはならない。

「黒人および白人それぞれのために設置されている分離学校 (separate school) においては教育施設と機会とは平等でなければならない」のであって、それ以上ではない。そして判決は被告側の陳述に基づき、クラレンドン・カウンティ22学区の黒人の子どもための公立学校施設は同学区の白人の子どもの学校施設に比べて著しく劣っていることを認め、従って原告の第1の訴訟事由、すなわち、そのような不平等は改正14条の法の平等保護違反であるという訴えを認めた。かくて同連邦地裁は原告の求める宣言的判決を下し、また被告に判決後不平等を改善したことの報告を裁判所に6ヶ月以内に行なうように命令を下した。

問題は原告が提訴した第2の訴訟事由、すなわち、公立学校における人種別学を定めているサウスカロライナ州憲法ならびに法令は改正14条の法の平等保護に違反しており、それに対して禁止命令を下し、被告に黒人の子どもを白人の子どもが通学している学校への入学を認めさせる命令を求める訴えである。

判決はこの訴えに消極的である。その理由として地方の事項についての州権主義を強調する。すなわち、「当法廷は権利の平等が確保される限り、公立学校における人種別学は州の立法府の政策に属する事項であり、連邦裁判所はそれについて干渉する権限がない」のである。この点について判決は次のようにより詳細に述べる。「われわれの憲法制度の偉大な美点の1つは、連邦政府は個人の基本権を守りながら、地方の問題の解決は州に委ねていることである。非常に広い領土と広範に異なる習慣と考え方を持つ人びとから成るこの国においては、地方の事項についての地方自治 (local self government in local matters) はコミュニティの人びとの安寧と幸福にとって、また国としての力と統一にとって必須なものである。従って、各州が連邦憲法によっ

て保障された基本権と自由とを遵守しながら、安全、道徳、健康その他一般福祉についての警察権力をいかに行使するかを自ら決めることは一般的に認められているところのものである。公教育についての州の権利ほどこのことが明白に認められている分野はない」。そして判決は先例として *Cumming* 事件の判決 (*Cumming v. County Board of Education*, 175 U.S. 528, 1899) などを引用する。

また判決は、人種問題の解決はコミュニティの問題であり、それはやはり立法府の手によって解決されるべき問題であることを *Carr* 事件の判決 (*Carr V. Coring*, 86 U.S. App. D.C., 173. 182 F. 2d 14, 16 (1950)) を引用して述べる。その *Carr* 事件の判決は言う。「人類の歴史以来、……異なる人種の共有の問題ほど困難でデリケートな問題はない。……何世紀にもわたる世界でのにがい経験は、この問題はいかなる種類の力によっても解決不可能であることを示している。同じ歴史は、それはコミュニティの経験の忍耐強いプロセスによって解決しうることを示しており、そのような問題は当然、立法府の手の中にある」と。さらに判決は、人種別学は首都ワシントンのコロンビア地区において連邦法によって定められているほか、17州 (Alabama, Arkansas, Delaware, Florida, Georgia, Kentucky, Louisiana, Maryland, Mississippi, Missouri, North Carolina, Oklahoma, South Carolina, Tennessee, Texas, Virginia, West Virginia) の憲法あるいは法令によって定められていること、そして多くの判例において連邦最高裁は別学を支持していると述べる。

また判決は、原告側が援用した *Sweatt* 事件の判決、*McLaurin* 事件の判決、*McKissick* 事件の判決 (*McKissick v. Carmichael*, 4 Cir., 187 F. 2d 949) 事件の判決に触れ、それらは多額の資金を要する専門教育であるがゆえに別学制度を設けることは難しいのであり、本件のような就学強制と生徒のコントロール、親の願いに対する考慮などを払わなければならない普通学校 (*common school*) における別学問題とは異なる問題だという。続けて判決は別学制度の功罪について触れ、「原告側に人種混合学校 (*mixed schools*) は別学学校よりも良い教育を与え、子どもが住んでいるコミュニティについて良き理解を与えるという証言があるが、被告側に混合学校は人種摩擦と緊張をもたらすこと、またサウスカロライナ州の公教育を行なう唯一の実際的な方法は別学学校であるという証言もある。本件は憲法上の問題ではなくて、立法府の政策上の問題である」と述べる。かくて「連邦裁判所が州に代わって教育政策を命ずるならば、……連邦裁判所は憲法上の権能をはるかに越えることになる」。したがって、「本法廷は別学を定めている法律は有効なのであり、原告が受けている不平等は法律によるものではなく、当該学校の管理の方法による問題であると考え」るのである。換言すれば、「本法廷の禁止命令は法そのものを無効とするのではなく、法の枠の中で行政による不平等の除去するために」、すなわち、「原告がその資格を有する取扱いの平等 (*equality of treatment*)……を保障すること」に「禁止命令を出すべきであると考え」るのである。以上のような論旨により判決は別学そのものを違憲とする原告の訴えを棄却したのであった。

このように判決は人種別学制度の訴訟を教育事項についての州権主義、裁判所の権限の範囲、人種問題の歴史的实践的解決方法、各州憲法や法令の規定などの視点から棄却し、原告側が争点とした人種偏見の問題についてはごく僅かに触れるにとどまった。

このような *Parker* 判事の判決文に対して反対意見を書いたのは *Waring* 判事である。War-

ing 判事は判決が回避した人種偏見の問題を正面から取り上げた。それについては後で述べるとして同判事は、被告が当初原告の訴訟事由である不平等の事実を否定したにもかかわらず、審理の開始にあたって不平等の事実を認め、それを改善するための州議会の立法措置を述べた陳述を行なったこと、そして「この巧みな手段 (maneuver) によって被告は本法廷をして本件の主要な訴訟目的を無効にさせようと努めている」ことを問題にする。そして「もし本法廷がこの誘発に乗り、本件をもう1つの「分離はすれど平等」の観点から審理するならば、……本件の訴訟目的および3人判事審理の裁判の意味は無効となるであろう」と指摘した。また「もしこういった裁判の言い抜け (judicial evasion) の手段が採られるならば、現在、クラレンドン・カウンティの生徒である幼い原告たちは、恐らく彼らの子どもや孫たちのためにこれから何十年にわたって訴訟を起こすことになるだろう」という。

判決は連邦憲法改正14条の解釈については Plessy 事件判決 (Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537, (1896)) の「改正14条の目的は疑いもなく法の前での2つの人種の絶対的平等を実施することにあるが、事の性質からして (in the nature of things), 同規定は肌の色に基づく区別 (distinctions) を廃止しようとも、あるいは政治的平等とは区別される社会的平等までも廃止しようとは意図していなかった」を引用して、別学でも「平等な施設と機会とを与えられているならば、法の平等保護の拒否にはならない」という見解を示した。

これに対して Waring 判事は「改正13条, 14条, 15条の改正の根本的な理由は奴隷制度を完全に一掃し、この国のすべての市民は自由で平等であり、市民としてのすべてのために資格を有することを宣言することであった」と述べ、続いて「改正14条はすべての人についていっている。そこにはヨーロッパ系, アジア系, アフリカ系であるかどうかを理由としていかなる人々を分離 (separate) したり, 隔離 (segregate) したり, 差別 (discriminate) しようとする試みはない」といい、かくて「この3つの偉大な改正は奴隷制度のみを廃止するために採用されたのではなく、アメリカ市民の間に差別と区別を設けようとするすべての考えを廃止するために採用されたのである」と述べる。

Waring 判事は別学問題の背景には人種偏見があるという原告側の主張を支持する。Waring 判事によれば、人種差別に関する「すべての事は、非合理で非科学的なものであり、まごうかたない偏見に基づいている」のである。そして別学の廃止によって「白人優位性」(white supremacy) が脅かされるという主張が有力な政治家によって主張されており、「現知事はもし裁判所が教育施設の真の平等を認めることがあれば、公教育は廃止すると述べ、この脅威を表明している」のである。そして連邦最高裁は人種問題に関して「いくつかの後退はあったが、進取的に改正14条の真の意味を次第に認識してきた」と述べ、Missouri 事件の判決 (Missouri ex rel. Gaines v. Canada. 305 U.S. 337), すでに述べた Sipuel 事件の判決, Sweatt 事件の判決, McLaurin 事件の判決を引用し、これらの判決、特に後の2つの判決における教育における別学は改正14条に違反するという見解は下級の学校の別学に関する本件にも適用する、との見解を示したのであった。

Waring 判事によれば、別学の背景には人種偏見があるが、同判事は、原告側の証人の証言などから人種偏見に基づく別学は子どもの心に有害で歪んだ効果を与えること、またこのような別学の悪 (evils of segregation) と人種偏見は幼い子どもの時期に獲得され、このようにその

初期に獲得された偏見をなくすことは困難であるかほとんど不可能であること、したがって、もし別学による悪を止めるには第1学年であって大学院の段階ではないと指摘する。かくて同判事は、「教育における別学は決して平等を生まないものであり、取り除かれるべき悪」であり、「サウスカロライナ州の別学制度は去らなければならない、今去らなければならない (must go and must go now)」のであって、「別学はそれ自体不平等である」(Segregation is per se inequality) との判断を下したのであった。

かくて **Waring** 判事の意見は連邦地裁では少数意見であったが、最高裁での **Brown** 判決において法廷意見となって結実するのである。

人種偏見の問題を法的に争うことは難しい面がある。たとえ、人種偏見に基づくと推定される政府の行為が心理学的に、あるいは社会学的に実証されたにしても、それを法の問題へ移していくためには多くの課題がある。換言すれば、社会科学的証拠と裁判との間には壁のようなものがあると考えられる。その意味では **Briggs** 事件の裁判およびその前後の裁判で争われた心理的に有害な効果を与える人種偏見という観点が、1つの裁判所の判断基準として後で採りあげられるようになったことは大きな意義を有するといえるのであるといえる。

注

- 1) Gordon W. Allport, *The Nature of Prejudice*, p.109, Addison-Wesley, Third Printing, 1981.
同書は邦訳があり(原谷達夫・野村昭共訳『偏見の心理』, 培風館, 1980年), 本稿は同邦訳に従った。
- 2) G. W. Allport, *ibid.*, Preface to the 1954 Edition, xvii.
- 3) ベッテルハイム・ジャノウイツ著 高坂健次訳『社会変動と偏見』, 23頁, 新曜社, 1986年。原著は, B. Bettelheim and M. Janowitz: *Social Change and Prejudice*, Free Press, 1964
- 4) G. W. Allport, *ibid.*, pp.173-174
- 5) *ibid.*, pp.243-259. この箇所においては Allport は偏見が「身代り集団」(scapegoats) を求めることを述べているが, 本稿ではそれを「社会的犠牲」という広い解釈にした。
- 6) ベッテルハイム・ジャノウイツ, 前掲書, 34-35頁
- 7) Harold D. Lasswell, *Politics*, p.3, Peter Smith, 1950.
- 8) H. D. ラスウェル著永井陽之助訳『権力と人間』, 東京創元社, 1985年版。原著は, H. D. Lasswell, *Power and Personality*, W. W. Norton & Company, 1948.
- 9) H. J. ラスキ著『政治学入門』, 22頁, 東京創元社。
- 10) S. フロイト「集団心理学と自我の分析」(井村恒朗・小此木啓吾他訳『フロイト著作集』), 198頁, 人文書院, 1978年
- 11) S. フロイト, 前掲書, 219頁, 221頁
- 12) E. フロム著岡部慶三訳『精神分析の危機』, 194-196頁, 東京創元社, 1974年
- 13) G. ルボン『群衆心理学』(S. フロイト, 前掲書198頁より引用)
- 14) G. W. Allport, *ibid.*, p.12
- 15) B. Bettelheim and M. Janowitz, *Dynamics of Prejudice: A Psychological and Sociological Study of Veterans*, p.42 Harper, 1950 (G. W. Allport, 前掲書より引用)
- 16) Larry G. Simon, *Racially Prejudiced Governmental Actions: A Motivation Theory of the Constitutional Ban Against Racial Discrimination*, 15 *San Diego Law Review* 1977-78, p.1051
- 17) L. G. Simon, *ibid.*, p.1049
- 18) *ibid.*, p.1054
- 19) *ibid.*, pp.1076-1079
- 20) Richard Kluger, *Simple Justice*, p.266, Vintage, 1977
- 21) *ibid.*, p.332

白石：アメリカ合衆国における人種偏見と別学制度

- 22) *ibid.*, p. 134
- 23) *ibid.*, p. 329
- 24) *ibid.*, p. 291
- 25) *ibid.*, p. 290
- 26) *ibid.*, p. 284
- 27) *ibid.*, p. 294
- 28) *ibid.*, p. 321
- 29) *ibid.*, pp. 335-339
- 30) *ibid.*, p. 318
- 31) *ibid.*, p. 321
- 32) *ibid.*, pp. 353-355